

各 位

本 社 所 在 地	東京都千代田区神田佐久間町 1 丁目 9 番地
会 社 名	株式会社 テラネット
代 表 者	代表取締役社長 岡田 圭治
コ ー ド 番 号	2140 札幌証券取引所 アンビシャス
問 合 せ 先	管理部長 岡久 勉
電 話 番 号	011-876-9544
U R L	http://www.terranetz.com

平成20年12月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見不表明について

平成20年12月期の計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類につきまして、会計監査人より会社法第436条第2項第1号および会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景および概要

当グループは当連結会計年度において1,252,804千円の当期純損失を計上した結果、389,782千円の債務超過の状況にあります。また、当社個別では1,148,992千円の当期純損失を計上した結果、388,294千円の債務超過となっております。このため、連結計算書類並びに計算書類に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載しております。

(参考) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 (連結)

当グループは、当連結会計年度において1,252,804千円の当期純損失を計上した結果、389,782千円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当該状況は、連結子会社である株式会社チャリロトの運営する公営競技サービス事業(平成20年4月より事業開始)が当初策定した開業後5年間の中期経営計画における想定範囲を大幅に上回る赤字を計上したため、当初計画を見直した結果、当該子会社が保有するソフトウェア等について多額の減損損失を計上したこと等により発生したものであります。

連結計算書類作成会社である当社は、当該状況を解消すべく、子会社の中期経営計画の見直しを行い、経営改革のための施策を強力に遂行しており、キャッシュ・フローの安定化とともに、取扱競輪場の増加や延期としている従来車券の販売の早期開始など、売上拡大による営業損益の改善を通して財務体質の強化を図っていく所存であります。

また、子会社に対する当グループ以外の第三者割当増資等を平成21年3月上旬を目処に計画しております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していません。

(参考) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況 (個別)

当社は、当事業年度において、1,148,992千円の当期純損失を計上した結果、388,294千円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。

当該状況は、子会社である株式会社チャリロトの運営する公営競技サービス事業(平成20年4月より事業開始)が当初策定した開業後5年間の中期経営計画における想定範囲を大幅に上回る赤字を計上し、当初計画を見直した結果、当該子会社が保有するソフトウェア等について多額の減損損失を計上したこと等により、子会社が債務超過になったため、当社の保有する関係会社株式及び貸付金等に対し回収可能性を改めて検討した結果、回復の可能性は困難と判断し、関係会社株式評価損、貸倒引当金及び債務保証損失引当金を計上したことにより発生したものであります。

当社は、当該状況を解消すべく、売上拡大による営業損益の改善を通して財務体質の強化を図っていく所存であります。あわせて、第三者割当増資等による当社の資金調達を計画しております。また、平成21年3月上旬を目処に計画している子会社の第三者割当増資等が実行された場合、当社の保有する貸付金等の一部を回収する予定であります。

計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していません。

企業の計算書類（会社法規定）や財務諸表（金融商品取引法規定）は、継続企業であることを前提として作成されます。当グループの計算書類や財務諸表についても、継続企業であることを前提として作成されておりますが、上記に記載のとおり、当グループの継続企業の前提は事業運営上の施策、子会社に対する当グループ以外の第三者割当増資等の実現に依存していると認識しております。

このたび、定時株主総会の招集通知に付される計算書類の監査において、会計監査人である聖橋監査法人は、当グループの継続企業の前提である事業運営上の施策、子会社の当グループ以外の第三者割当増資等が確実に実現されることについて、当該監査時点では適正な監査意見を表明するための合理的な基礎を得ることが出来ないと判断いたしました。これにより、会社法第436条第2項第1号および会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見の表明をしない旨の監査報告書を受領いたしました。

2. 監査報告書の記載内容

連結計算書類の監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テラネットの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは389,782千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況を解消するためのグループの経営計画等もまた当該注記に記載されている。ただし、現時点では、キャッシュ・フローの安定化、取扱競輪場の増加さらに従来車券の販売について、実行可能性はあると判断されるが、債務超過の状況を大幅に改善するとは判断できなかった。また、子会社に対するグループ外の第三者割当増資等についても、特定の事業会社と交渉中ではあるが、完全な合意には至っておらず、その実行可能性について判断ができなかった。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている連結計算書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の連結計算書類に与える影響の重要性に鑑み、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類及びその附属明細書の監査報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テラネットの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は388,294千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための会社の経営計画等もまた当該注記に記載されている。ただし、現時点では、売上拡大による営業損益の改善が債務超過の状況を大幅に改善するとの判断はできなかった。また、第三者割当増資等による資金調達計画についても、具体的な割当先については未確定の状態であり、その実行可能性について判断ができなかった。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている計算書類及びその附属明細書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記事項の計算書類及びその附属明細書に与える影響の重要性に鑑み、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況についての意見を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

3. 計算書類の承認について

計算書類の監査意見不表明に伴い、株主総会の決議事項として計算書類の承認を附議いたします。

4. 財務諸表（有価証券報告書）における監査報告書への影響について

今回の監査意見不表明の判断は、計算書類の監査時点（本日受領した平成21年2月23日付監査報告書）におけるものであります。

財務諸表（有価証券報告書）につきましては、平成21年3月27日の提出に向けて、現在監査中であり、最終的な監査報告を受領次第、速やかに開示いたします。

5. 今後の展開

当グループといたしましては、今回の監査法人の意見不表明に至った事由を早期に解消すべく、事業運営上の施策、子会社に対する当グループ以外の第三者割当増資等を経営の最優先課題として取り組んでまいります。

以上